（調査票等及び集計表の保存期間）

第十四条　経済産業大臣の保存する調査票及び電磁的記録の保存期間は、一年とする。

［削る］

２　経済産業大臣は、調査票等及び集計表を収録した電磁的記録を永年保存する。

備考　表中の［　］注記である。

（調査票等及び集計表の保存期間）

第二十条　経済産業大臣の保存する調査票及び電磁的記録の保存期間は、一年とする。

２　経済産業局長及び都道府県知事の保存する調査票の保存期間は、一年とする。

３　経済産業大臣は、調査票等及び集計表を収録した電磁的記録を永年保存する。

別表を次のように改める。

別表（第四条、第五条関係）

生産品目			調査の範囲		調査の種類
			事業所	特定事業所	
鉄鋼及び鉄鋼加工製品	鉄鋼	銑鉄 フェロアロイ 粗鋼 鋼半製品 鍛鋼品 鋳鋼品	全部		鉄鋼月報（その一） 鉄鋼月報（その九）
		普通鋼熱間圧延鋼材	全部		鉄鋼月報（その二） 鉄鋼月報（その九）
		普通鋼冷間仕上鋼材 めっき鋼材及び冷間ロール成型形鋼	全部		鉄鋼月報（その四） 鉄鋼月報（その九）
		特殊鋼熱間圧延鋼材	従事者三十名以上のもの		鉄鋼月報（その七）
			全部		鉄鋼月報（その五） 鉄鋼月報（その九）

		一般普通鋼熱間圧延鋼材 再生普通鋼熱間圧延鋼材			
		磨帯鋼・冷延鋼板 冷延広幅帯鋼 冷延電気鋼帯 ブリキ ティンフリースチール 亜鉛めっき鋼板 その他の金属めっき鋼板 簡易鋼矢板 軽量形鋼			
		磨棒鋼 鉄線 冷間圧造用炭素鋼線 硬鋼線 溶接棒心線 針金 亜鉛めっき硬鋼線			